

春の火災予防運動 3月1日(月)～7日(日)

春の全国火災予防運動は、火災予防意識の一層の普及を進め、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。

これからは、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季です。この運動を機会に、今一度防火対策について考えてみましょう。

■山火事の予防

この季節になると、空気が乾燥した日が続く、各地で山火事が発生します。

山火事は年々増加傾向にあり、いったん発生すると消火が難しく、大規模な火災になる恐れがあります。その原因のほとんどがハイカーや山林所有者による「たき火」、「タバコの不始末」です。火の始末は必ず忘れないようにしましょう。

■車両火災の予防

車両火災なんて頻繁に起きるものじゃないと思っ

いませんか。

車両は常に燃料という危険物を積み、燃えやすい部品も多く使用しています。また、炎が上がって車両全体を包んでしまうと消火困難になるばかりか、燃料に引火し爆発する危険性もあります。

車両火災の原因として、電気系統がショートしてその火花で燃え出すケースや、漏れたオイルが排気管にかかって燃え出すケースなどがあります。これらは日常の点検をきちんとしていれば防げるものがほとんどです。日頃から点検や注意を怠らないようにしてください。

もしもの時の心得

火災を発見したら…

●周りに知らせる

大きな声や音を出し、一人で何とかしようとせず周囲の助けを借ります。

●初期消火をする

消火器を使用しましょう。

初期消火の目安は天井に届くまで。無理だと思ったらすぐに避難してください。

●避難する

できるだけ早く家の外に避難し、一度避難したら絶対に家の中に戻らないでください。

●119番通報は

消防からの問いかけに慌てないためにも、まずは落ち着いて情報を正しく伝えてください。

携帯電話からも局番なしの119で通報できます。携帯であることを伝え、通報後は電源を切らないでください。

問い合わせ

甲賀広域行政組合消防本部予防課 ☎ 63-7932 ☎ 63-7940
水口消防署 ☎ 63-1119 ☎ 63-7941
水口消防署土山分署 ☎ 67-1199 ☎ 67-1700

甲南消防署 ☎ 86-3119 ☎ 86-0719
甲南消防署甲賀分署 ☎ 88-7701 ☎ 88-7702
信楽消防署 ☎ 82-0119 ☎ 82-3977

平成22年度

軽自動車税の 減免申請受付

軽自動車税には、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者の方に対する減免制度があります。減免を受ける場合は、次の事項に注意し申請してください。
ただし、要件には細かな規定があり、該当しない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

対象車両

- 平成22年4月1日時点で、自動車検査証上の所有者が障がい者の方本人の軽自動車
- 身体障がい者が18歳未満の場合で、生計同一者が所有する軽自動車
- 精神障がい者・知的障がい者の場合で、生計同一者の所有する軽自動車
- 障がい者のみの世帯で構成されるために、障がい者の常時介護者が使用する軽自動車

- ※減免を受けることができるのは、手帳を持つ人お一人につき、普通自動車・軽自動車・バイクのいずれか1台のみです。
- 申請期間
○4月1日(木)～5月26日(水)
※減免決定までに時間を要するため、申請されても一旦お支払いいただく場合がありますので、できるだけ4

持ち物

- 減免申請書(税務課および各支所に備え付け)
- 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか該当するもの)
- 主に運転する人の運転免許証
- 該当車両の車検証
- 本人の印鑑
- 軽自動車税納税通知書(届いている場合のみ)
- ※「生計同一」及び「常時介護者」の場合は、これ以外に別途書類が必要になります。

- 申請先
○税務課および各支所

問い合わせ

税務課 市民税係
☎ 65-0679
☎ 63-4574